

(質問第六十号) 昭和二十二年九月二十三日配付

水害防止に関する積極政策等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

水害防止に關する積極政策等に關する質問主書

一、東北地方水害に次ぎ利根川大水害事件に國民の困窮は底知れざるものがある。河底は流水により土砂で上昇し堤防は弱体化し、全國河川は山林地帯の濫伐により大雨ごとに次ぎ次ぎと水害の危険にさらされてゐる。この際政府は積極的対策を樹立し直に水害防止に着手すべきであると信ずるが処見を問う。

二、河川はん濫の主因は、河川の砂利採取税のある爲に、國民が砂利を採取しない爲である。特に利根川の九月十六日の堤防の決壊はそれに主因せるものであるから、即時砂利採取税の廢止を断行する意思なきか。

三、水害被害の損失は農民が特に甚大である。農耕作物の一切流出により收穫皆無、その上農地の荒廢、住居、農工家屋、農具、牛馬、備蓄食糧及び衣類の流出等により眞に裸一貫となり生活苦のがん頭にあり。政府は、如何なる対策を有するや。

四、河川のはん濫愈々急なる時に當り昔日の如く工兵隊の出動あらば九〇%の防止は容易なるべし。敗戦

後水害防止工作隊なる河川はん濫防止の専門的工作隊を國家で組織し河川はん濫防止の資材と人を平素用意すべきである、然らば毎年數十億圓の水害による損害が救われるが政府の処見を問う。